

## 輪島市手話言語及び障害のある人のコミュニケーション手段の利用を促進する条例

輪島市は、障害のある人もない人も全ての市民が思いや考えを伝え、理解し合えること、また、地域社会でも暮らしやすくなるよう安心して、共にいきいきと生活するまちづくりを目指している。

手話は、平成 23 年に改正された障害者基本法や平成 26 年に批准された障害者の権利に関する条約において言語としての位置が確立されており、今後は、障害のある人が手話を含む多様なコミュニケーション手段を選択でき、より円滑な意思疎通ができるよう環境の整備を推進していく必要がある。

そこで、輪島市は、障害のある人の人格を尊重するとともに、障害のある人もない人も相互に理解を深め、コミュニケーションが円滑に行われるまちづくりを進めることとし、全ての市民が等しくコミュニケーションを行うことにより、安心して豊かに暮らすことができ、また、輪島市を訪れる多くの方が、再び訪れたいくなるような共生のまちづくりの実現を目指し、この条例を制定する。

### (目的)

第 1 条 この条例は、手話等コミュニケーション手段の円滑な利用の促進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、手話等コミュニケーション手段を利用しやすい環境を整備するための施策を推進し、もって障害のある人もない人も安心して豊かに暮らすことができるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害のある人 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)、難治性疾患その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により、継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 手話等コミュニケーション手段 手話言語、音声言語、要約筆記、点字、音訳、拡大文字、代筆、代読、触覚を使った意思疎通、平易な言葉、実物又は絵図の提示等、情報取得及びコミュニケーションを行う際に必要な手段をいう。
- (3) 社会的障壁 障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (4) 合理的配慮 障害のある人が日常生活又は社会生活において、障害のない人と同等の権利を行使することを確保するための必要かつ適切な現状の変更又は調整をいう。
- (5) 市民 市の区域内に居住する者、勤務する者又は在学する者をいう。
- (6) 事業者 市の区域内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 全ての手話等コミュニケーション手段の円滑な利用の促進は、障害のある人もない人も相互に理解し、その人格と個性とを互いに尊重することを基本として行わなければならない。

2 障害のある人もない人も、分け隔てなく暮らすことができる地域を築き、共に支え合う共生社会の実現を目指すものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、手話等コミュニケーション手段の円滑な利用を促進するため、事業者が合理的配慮を行う

ことができるよう支援するものとする。

- 2 市は、障害のある人が障害の特性に応じた手話等コミュニケーション手段を円滑に利用することができるよう、手話等コミュニケーション手段を習得する機会の確保に努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、誰もが安心して豊かに暮らすことができるまちづくりの実現に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、その事業活動において障害の特性に応じた手話等コミュニケーション手段に関する合理的配慮を行うとともに、市の施策に協力するよう努めるものとする。

(訪問者等への対応)

第7条 市、市民及び事業者は、本市を訪問し、又は本市に滞在する障害のある人が、情報を取得し、及び障害の特性に応じた手話等コミュニケーション手段を選択しやすい環境づくりに努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、手話等コミュニケーション手段に関する施策を推進するため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。